

株券電子化に伴う「特別口座」開設等の公告

平成 20 年 10 月 10 日

株主および登録株式質権者 各位

京都市右京区梅津高畝町 47 番地
日新電機株式会社
代表取締役社長 天野 嘉一

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」）」に基づき、平成 21 年 1 月 5 日（施行予定日）から、全国一斉に当社を含む上場企業の株券は廃止され、「株式会社証券保管振替機構」（以下「ほふり」）による一元的な電子データ管理（株式等振替制度、いわゆる株券電子化制度）に切り替わります。

本公告は、株券電子化にあたり当社普通株券を「ほふり」に預けておられない株主および登録株式質権者 各位の権利を確保するため、当社が口座管理機関と契約して株主名簿上の株主名義で開設する「特別口座」に関する重要なお知らせであります。

なお、既に当社普通株券を証券会社等を通じて「ほふり」にお預け済みの株主および質権者 各位につきましては、「決済合理化法」附則第 7 条により、「同法」の施行日（平成 21 年 1 月 5 日予定）において、当該証券会社等の口座に当社普通株式につき記録され、当社が開設する「特別口座」の対象とはなりません。

以上を踏まえ、「決済合理化法」附則第 8 条第 1 項に基づき、ここに次のとおり公告いたします。

記

1 .「特別口座」を開設する口座管理機関

「決済合理化法」施行にあたり、当社が「同法」附則第 8 条第 4 項前段の規定に基づく口座の開設の申し出を行い、「特別口座」を開設する口座管理機関は次のとおりであります。

（住所）大阪府中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号

（名称）住友信託銀行株式会社

2 .「特別口座」の開設・記録を行うための通知

当社は、「決済合理化法」の施行日における「同法」附則第 8 条第 1 項第 1 号に定める通知対象株主等について、「同法」の施行日以後に遅滞なく、「特別口座」の開設および記録を行うために必要な事項（「同法」附則第 8 条第 5 項各号に定める事項）を、特定振替機関である「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）に対し通知いたします。

以 上